

令和 6 年 6 月

関係各位

徳島労働局 雇用環境・均等室長

無期転換ルールとその特例の周知等について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より労働行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働契約法の改正により、平成25年4月から「無期転換ルール」が導入されています。このルールは、同一の使用者と有期労働契約が「5年」を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換するというものです。

無期転換ルールの通算期間のカウントは平成25年4月以降に開始する労働契約から行われており、平成30年4月以降、通算期間が5年を超える労働者が多く発生することから、各事業所等においては、引き続き対応が必要となります。

また、調査結果によると、無期転換権は企業における認知状況は高いものの、行使する側である有期契約労働者における認知状況は高くないことがわかっているほか、無期転換権に関する知識の有無が無期転換権の行使に影響することも示唆されています。

さらに、今年4月より、労働基準法に定める労働条件明示義務の内容が改正され、有期契約の更新上限が定められている場合はその旨、無期転換権が発生している場合はその旨、及び契約期間以外の無期転換後の労働条件が現在の労働条件と異なる場合はその内容を、それぞれ記載することが義務付けられました。

また、募集時の労働条件についても同様の改正が行われており、労働者、使用者ともに無期転換権についての関心が高まることが予想されていることから、良好な労使関係を保つためにも、無期転換権について適切に対処することが求められます。

厚生労働省では、無期転換権の概要や企業における導入のポイント、導入支援策などを掲載した「無期転換ポータルサイト」(<http://muki.mhlw.go.jp/>) を開設し、無期転換権について知りたいという事業者や労働者の方々に情報提供を行っております。

なお、無期転換ルールの対象となる有期契約労働者のうち「**高度専門職**」及び

↓裏面へ。

「定年後継続雇用の労働者」について、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が平成27年4月から施行されており、特に「定年後継続雇用の労働者」については、厚生労働大臣の認定を受けることにより、定年後継続雇用される期間については無期転換権が発生しないという特例が適用されます。

つきましては、別添資料を送付いたしますので、貴団体傘下会員各位への周知方、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

別添資料：(クリックするとリンクが開きます)

- 安心して働くための「無期転換ルール」とは
- 無期転換ルールと有期雇用特別措置法の特例について（徳島労働局HP）
- 労働条件明示義務改正リーフレット
- 募集時明示事項改正リーフレット
- キャリアアップ助成金リーフレット（令和6年度版）
- // （社会保険適用時処遇改善コース）
- 改正高年齢者雇用安定法リーフレット
- 働き方改革推進支援助成金リーフレット（勤務間インターバル導入コース）
- // （労働時間短縮・年休促進支援コース）
- // （業種別課題対応コース(建設業)）
- // （業種別課題対応コース(運送業)）
- // （業種別課題対応コース(病院等)）
- 人材確保等支援助成金（テレワークコース）リーフレット
- 業務改善助成金リーフレット
- フリーランス・事業者間取引適正化等法リーフレット

本件に関する問い合わせ先・担当：

徳島労働局雇用環境・均等室

室長補佐

有期特措法高齢者認定調査員

上村 俊一

高松 弘

〒770-0851

徳島市徳島町城内6-6

TEL 088-652-2718

以上